

臨時報告第10号様式

名刑発第1783号  
平成22年8月24日

矯正局長  
殿  
名古屋矯正管区長

名古屋刑務所長

(自殺)事故報告 (追報告)

事故の概況

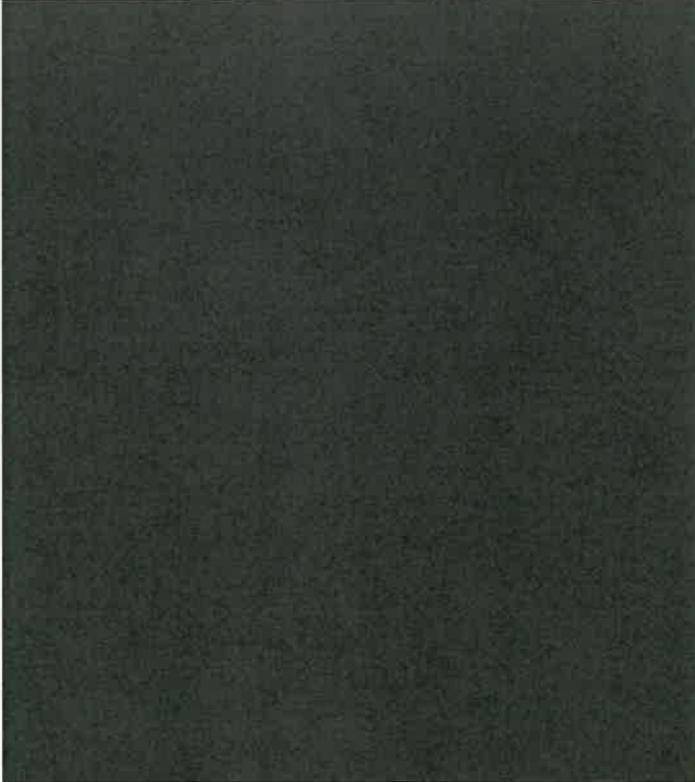
平成22年5月4日(火)午後11時50分ころ、当所 [redacted] において、 [redacted] 受刑者 (以下「事故者」という。)が、 [redacted] ところを勤務職員が発見し、直ちに非常ベル通報した。同51分から、事故者に対し、心臓マッサージ、気道確保の上、アンビューパック、AEDによる蘇生措置を実施するとともに、救急車の出動を要請した。

同年5月5日(水)午前零時6分、救急車が到着し、同日午前零時19分、 [redacted] に事故者を搬送した。同病院において事故者に対し心臓マッサージ等の処置を実施したものの、同日午前1時48分、同病院医師により死亡が確認された。

事故の状況	1 発生年月日	平成22年5月4日
	2 発見時刻	午後11時50分(発見時刻)
	3 場所	名古屋刑務所 [redacted]
	4 方法	[redacted]
	5 経緯	(1) [redacted] (2) [redacted] (3) [redacted]



	<p>6 使用器具</p> <p>7 逮捕制圧等の状況</p> <p>8 事故による犯罪</p> <p>9 その他</p>	<p>(4) [REDACTED]</p> <p>(5) [REDACTED]</p> <p>(6) [REDACTED]</p> <p>(7) 平成22年5月4日午後11時25分ころ、[REDACTED]を勤務職員が確認する。</p> <p>(8) 平成22年5月4日午後11時50分ころ、[REDACTED]ところを勤務職員が発見し、直ちに非常ベル通報した。</p> <p>(9) 同時51分から、事故者に対し、心臓マッサージ、気道確保の上、アンビューパック、AEDによる蘇生措置を実施するとともに、救急車の出動を要請した。</p> <p>(10) 同年5月5日午前零時6分、救急車が到着し、同日午前零時19分、[REDACTED]に事故者を搬送した。同病院において事故者に対し心臓マッサージ等の処置を実施したものの、同日午前1時48分、同病院医師により死亡が確認された。</p> <p>[REDACTED]</p> <p>該当事項なし</p> <p>該当事項なし</p> <p>該当事項なし</p>
事故	<p>1 事故者の種別</p> <p>2 身分</p> <p>3 氏名</p> <p>4 生年月日</p>	<p>自殺者</p> <p>[REDACTED] 受刑者</p> <p>[REDACTED]</p>

者	5 罪名又は事件名 6 刑名・刑期 7 刑の起算日又は入所日 8 刑の終了日 9 犯数 10 制限区分及び優遇区分 11 所内における行状  12 本籍 13 住所 14 特殊被収容者報告の有無 15 その他	 <p data-bbox="687 1104 879 1144">該当事項なし</p>
職員の状況	1 配置及び勤務状況  2 監督方法  3 職責処理の状況	<p data-bbox="644 1144 1339 1420">当所夜勤第1班が勤務に当たっており、事故発生居室棟においては、の職員を配置していた。巡回警備システムに記録された巡回記録を検証したが、勤務者は定められた巡回時間（15分に1回）をおおむね守って勤務しており、勤務け怠は認められなかった。</p> <p data-bbox="644 1420 1339 1509">監督当直者、副監督当直者、夜勤班長及び副班長が監督業務に従事していた。</p> <p data-bbox="644 1509 1339 1608">職員の勤務け怠は認められず、職責を問う予定はない。</p>
事態収拾の措置	1 配置及び勤務状況 2 非常配置箇所数、時間及び人員 3 管区機動警備隊出動の有無、出動した場合にはその活動状況 4 警察官署への依頼	<p data-bbox="644 1608 1339 1697">事故者を病院に搬送するため、職員3名を非常登庁させた。</p> <p data-bbox="687 1697 879 1738">該当事項なし</p> <p data-bbox="687 1787 879 1827">該当事項なし</p> <p data-bbox="687 1921 879 1962">該当事項なし</p>

事故の原因・動機	1 事故者の動機	
	2 施設側の欠陥	特に認められない。
事故者に対する措置	1 懲 罰	該当事項なし
	2 事件送致	該当事項なし
改善事項	1 改善した事項	自殺事故再発防止のため、
	2 改善すべき事項	今後、テレビ視察可能な居室の増整備を含めて、物的警備力の一層の強化について検討する。
その他参考事項		